

平成27年度

第9回江別市農業委員会定例総会議事録

江別市農業委員会

平成27年度第9回江別市農業委員会定例総会議事録

平成28年1月27日(水) 午後3時30分開会

開催場所 江別市民会館37号室

1 出席委員(20名)

萩原 俊裕
北川 俊寛
金安 正明
大井川 和雄
森田 芳明
萩野 薫
中田 和孝
加藤 富雄
渡部 正廣
本間 正二
池田 太郎
石田 武史
細川 昭典
永田 喜一郎
佐藤 和人
吉本 和子
小林 秀樹
伊藤 良明
土切 裕二
田中 浩一

2 出席事務局職員

農業委員会事務局	事務局長	出頭	一彦
	主幹	大坂	勝美
	主査	気境	智道
	主任	浅野	隆弥
	主任	山田	容示

4 議事日程

- | | | |
|-------|------------|------------------------------------|
| 日程第1 | 議事録署名委員の指名 | |
| 日程第2 | 会期の決定 | |
| 日程第3 | 諸般の報告 | |
| 日程第4 | 報告第33号 | 農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借の合意
解約について |
| 日程第5 | 報告第34号 | 第9回農地常任委員会開催結果報告について |
| 日程第6 | 議案第29号 | 農地法第3条の規定による許可申請について |
| 日程第7 | 議案第30号 | 農地法第4条の規定による許可申請について |
| 日程第8 | 議案第31号 | 農地法第5条の規定による許可申請について |
| 日程第9 | 議案第32号 | 第9回農用地利用集積計画の決定について |
| 日程第10 | 議案第33号 | 江別農業振興地域整備計画の変更に係る意見について |

5 議事の概要

◎開会宣告・開議宣告

○議長

これより、平成27年度第9回江別市農業委員会定例総会を開会いたします。
ただ今の出席委員は20名で定足数に達しております。
ただちに、本日の会議を開きます。

◎議事録署名委員の指名

○議長 日程第1 議事録署名委員の指名について

江別市農業委員会会議規則第25条の規定により、北川委員、本間委員を指名いたします。

◎会期の決定

○議長 日程第2 会期の決定について

平成27年度第9回江別市農業委員会定例総会の会期を、次のとおり決定する。
平成28年1月27日、1日間とする。
このことについて、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

◎諸般の報告

○議長 日程第3 諸般の報告について

事務局長に報告させます。

出頭事務局長。

○出頭事務局長 ご報告申し上げます。平成27年度第8回定例総会以降の会務は、お手元に配付いたしました会務報告のとおりでございます。

○議長 ただ今の報告に対し、ご質問ありませんか。

(「なし」の声あり)

ご質問なしと認めます。

◎報告第33号

○議長 日程第4 報告第33号 農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借の合意解約についてを議題といたします。

内容の説明をさせます。

山田主任。

○山田主任 報告第33号、農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借の合意解約についてご説明申し上げます。

今回、通知がありましたのは、No,13からNo,18の計6件でございます。

内容につきましては、それぞれ賃貸借関係を、双方合意により解約した旨の通知があったものでございます。合意解約の日、土地引渡しの日につきましては、記載のとおりでございます。

以上でございます。

○議長 これより報告第33号に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

以上で報告第33号を終結いたします。

◎報告第34号

○議長 日程第5 報告第34号 第9回農地常任委員会開催結果報告についてを議題といたします。

農地常任委員長の報告を求めます。

農地常任委員長。

○農地常任委員長 報告第34号 第9回農地常任委員会開催結果報告について、ご説明申し上げます。

開催日時、出席者等につきましては、開催結果報告者に記載のとおりでございます。

付議事件1、農地法第3条の規定による許可申請について、付議事件2、農地法第4条の規定による許可申請について(知事処分)、付議事件3、農地法第5条の規定による許可申請について(知事処分)、付議事件4、第9回農用地利用集積計画の決定について、付議事件5、江別農業振興地域整備計画の変更に係る意見について、事務局より説明を受け、農地法等関係条項に照らして内容を精査し、適当であると意見を集約いたしました。

以上でございます。

○議長 これより報告第34号に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

以上で報告第34号を終結いたします。

◎議案第29号

○議長 日程第6 議案第29号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

内容の説明をさせます。

浅野主任。

○浅野主任 議案第29号 農地法第3条の規定による許可申請についてご説明申し上げます。

今回申請がありましたのは、No.16からNo.17の計2件でございます。

No.16及びNo.17ともに規模拡大を目指す個人の農業者又は農業生産法人が経営地の近隣農地について、賃貸権の設定を受けるものです。

すべての案件について、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

以上、2件、3筆、畑53,828㎡でございます。

以上でございます。

○議長 これより議案第29号に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

議案第29号を採決いたします。

農地法第3条の規定による許可申請について、申請2件、可とする決定をいたしたいと思っております。

このことについて、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

◎議案第30号

○議長 日程第7 議案第30号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。

内容の説明をさせます。

浅野主任。

○浅野主任 議案第30号 農地法第4条の規定による許可申請について（知事処分）をご説明申し上げます。

今回申請がありましたのは、No.1からNo.2の計2件でございます。

No.1については物流及び店舗用地として農地転用するため、その施建築築計画のため土質の調査を行うもので、調査後には農地に復元される一時転用でございます。

係る農地は江別市生活環境部大麻出張所を中心とする半径1km以内にあり、かつ当該区域内にある宅地の割合が40%を超えていることから、第2種農地と判断します。

他の農地法等関係条項についても許可相当と考えます。

No.2についてはNo.1同様、物流及び店舗用地として農地転用するため、その施建築築計画のため土質の調査を行うもので、調査後には農地に復元される一時転用でございます。

本案件についても一時転用でございます。申請地のうち、1筆については江別市生活環境部大麻出張所を中心とする半径1km以内にあり、かつ当該区域内にある宅地の割合が40%を超えていることから、第2種農地と判断し、残りの1筆については水管、下水管が埋設されている道路の沿道の区域であって、容易にこれらの施設の便益を享受することができ、かつ、おおむね500m以内に江別市立大麻小学校及び同大麻中学校が存することから、第3種農地と判断します。

本案件についても、他の農地法等関係条項についても許可相当と考えます。

以上、2件、4筆、畑15.60㎡でございます。

以上でございます。

○議長 これより議案第30号に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

議案第30号を採決いたします。

農地法第4条の規定による許可申請について知事処分、申請2件、可とする意見を付すことに決定をいたしたいと思います。

このことについて、ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

◎議案第31号

○議長 日程第8 議案第31号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

内容の説明をさせます。

浅野主任。

○浅野主任 議案第31号 農地法第5条の規定による許可申請について（知事処分）をご説明申し上げます。

今回申請がありましたのは、No.2の計1件でございます。

本件は譲渡人の後継者である譲受人の息子が居住するための住宅を建設するため、農地を転用するものです。

係る農地は農用地区域内にある農地であり、江別市が農用地区域からの除外手続きを行っているところです。除外手続き完了後の農地区分は、おおむね10ha以上の規模の一段の農地の区域内にあり、かつ区画の面積、形状、傾斜及び土性が高性能農業機械による営農に適するものであると認められていることから、甲種農地と判断します。

甲種農地は原則不許可ですが、本件は農業を担うべき者の育成及び確保のための施設ですので、農地の区分と転用目的は問題ないとする他、他の農地法等関係条項についても許可相当と考えます。

以上、1件、1筆、畑282㎡でございます。

以上でございます

○議長 これより議案第31号に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

議案第31号を採決いたします。

農地法第5条の規定による許可申請について、知事処分、申請1件、可とする意見を付すことに決定をいたしたいと思います。

このことについて、ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

◎議案第32号

○議長 日程第9 議案第32号 第9回農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

内容の説明をさせます。

山田主任。

○山田主任 議案第32号 第9回農用地利用集積計画の決定についてご説明申し上げます。

これは、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、江別市より農業委員会に対して、農用地利用集積計画の決定を求められているものでございます。

今回の計画案は、所有権移転に係るものが、4件14筆88,321.00㎡、利用権設定に係るものが、16件189筆1,233,976.00㎡でございます。

個々の内容につきましては、記載のとおりとなっておりますので、説明は省略いたします。

今回提案する案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件をすべて満たしていると考えます。

以上でございます。

○議長 これより議案第32号に対する質疑に入りますが、農業委員会等に関する法律第24条の規定により、議事参与の制限がございますので、利用権設定のNo.93を除き質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

議案第32号の利用権設定のNo.93を除き採決いたします。

第9回農用地利用集積計画の決定について、申出19件、可とする意見を付すことに決定をいたしたいと思えます。

このことについて、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

引き続き、議案第32号の利用権設定のNo.93に対する質疑に入りますが、池田委員が議事参与の制限を受けますので、退席を願います。

(池田委員退席)

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

議案第32号の利用権設定のNo.93を採決いたします。

第9回農用地利用集積計画の決定について、申出1件、可とする意見を付すことに決定をいたしたいと思います。

このことについて、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

◎議案第33号

○議長 日程第10 議案第33号 江別農業振興地域整備計画の変更に係る意見についてを議題といたします。

内容の説明をさせます。

大坂主幹。

○大坂主幹 議案第33号 江別農業振興地域整備計画の変更に係る意見について 説明申し上げます。

これは、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項及び江別農業振興地域整備計画変更事務取扱要領第3条の規定により、江別農業振興地域整備計画の変更について当委員会の意見を求められているものでございます。

今回意見を求められておりますのは、1件でございます。

変更理由及び内容についてご説明申し上げます。

農業者である申請者が後継者のために住宅を新築するため、農地転用を行い農用地区域から除外するものでございます。

近隣の農用地区域以外に適地がないと認められるほか、周辺の農用地への影響がほぼないと認められ、かつ農業振興地域の整備に関する法律第3条第3号に掲げる施設用地の有する機能に支障を及ぼす恐れがないと認められます。

以上の理由から、今回の申請につきましては、江別農業振興地域整備計画を申請内容のとおり変更することについて支障はないものと考えます。

なお、江別市への意見書案につきましては資料に記載のとおりでございます。

以上でございます。

○議長 これより議案第33号に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

議案第33号を採決いたします。

江別農業振興地域整備計画の変更に係る意見について、申請1件、可とする意見を付すことに決定をいたしたいと思ひます。

このことについて、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

◎閉会宣告

○議長 今期、定例総会に付議されました事件はすべて議了いたしました。

平成27年度第9回江別市農業委員会定例総会はこれをもって閉会いたします。

午後4時15分 閉会

上記会議の記録に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成28年1月27日

議長(会長)

署名委員

署名委員